

危険物の類別、指定数量、性質と取扱い

2011.12.21改

類別 (性質)	品名	性状	指定数量	危険等級	備考	貯蔵・取扱方法							
第1類 (酸化性固体)	1 塩素酸塩類	第1種酸化性固体	50 kg	I	酸化性固体とは、固体(液体(1気圧において、温度20℃で液状であるもの又は温度20℃を超え40℃の間において液状となるものをいう。以下同じ。))又は気体(1気圧において、温度20℃で気体状であるものをいう。以下同じ。))以外のものをいう。以下同じ。))であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	・強酸と接触させない ・可燃物との貯蔵はさける ・加熱、衝撃、摩擦をさける ・容器の破損による漏出を避ける ・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保存する							
	2 過塩素酸塩類												
	3 無機過酸化物												
	4 亜塩素酸塩類												
	5 臭素酸塩類												
	6 硝酸塩類												
	7 ヨウ素酸塩類												
	8 過マンガン酸塩類												
	9 重クロム酸塩類												
	10 その他のもので政令で定めるもの	第2種酸化性固体	300 kg	II	酸化性固体とは、固体(液体(1気圧において、温度20℃で液状であるもの又は温度20℃を超え40℃の間において液状となるものをいう。以下同じ。))又は気体(1気圧において、温度20℃で気体状であるものをいう。以下同じ。))以外のものをいう。以下同じ。))であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	・強酸と接触させない ・可燃物との貯蔵はさける ・加熱、衝撃、摩擦をさける ・容器の破損による漏出を避ける ・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保存する							
	一 過よ素酸塩類	第3種酸化性固体	1,000 kg	III									
二 過よ素酸													
三 クロム、鉛又はよ素の酸化物													
四 亜硝酸塩類													
五 次亜塩素酸塩類													
六 塩素化インシアヌル酸													
七 ベルオキシニ硫酸塩類													
八 ベルオキシほう酸塩類													
九 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物													
11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの													
第2類 (可燃性固体)	1 硫化リン	第1種可燃性固体	100 kg	II	可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。	・酸化剤、空気との接触を避ける ・第1類との混載をさける ・炎、火花など高温体との接触を避ける ・摩擦、衝撃をさける ・鉄粉、金属粉は水と接触させない							
	2 赤リン												
	3 硫黄												
	4 鉄粉												
	5 金属粉												
	6 マグネシウム												
	7 その他のもので政令で定めるもの						第2種可燃性固体	500 kg	III				
	8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの												
	9 引火性固体							1,000 kg	III				
第3類 (自然発火性物質及び禁水性物質)	1 カリウム	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10 kg	I	自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空气中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	・禁水性物質は、水分、湿気との接触を避ける ・自然発火性物質は、炎、火花、空気を避けるアルゴン等の不活性ガスを封入して貯蔵する ・保護液中で保存する際は保護液から露出しないようにする ・小分けして保存する							
	2 ナトリウム												
	3 アルキルアルミニウム												
	4 アルキルリチウム												
	5 黄リン												
	6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属						第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50 kg	II				
	7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)						第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300 kg	II				
	8 金属の水素化物												
	9 金属のジシ化物												
	10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物												
	11 その他のもので政令で定めるもの												
	12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの												
第4類 (引火性液体)	1 特殊引火物	第1種引火性液体	50 リットル	I	引火性液体とは、液体(三石、四石及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20℃で液状であるものに限る。)であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。	・火気厳禁 ・引火点より低い温度に保つ ・第1類、第5類から離す ・静電気に気を付ける ・熱膨張による容器の破損を避けるため、容器は満タンにしない							
	2 第一石油類									非水溶性液体	200 リットル		
										水溶性液体	400 リットル		
	3 アルコール類									第2種引火性液体	400 リットル	II	特殊引火物:ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において発火点100℃以下のもの又は引火点が-20℃以下で沸点が40℃以下のもの 一石:アセトン、カリンその他1気圧において引火点が21℃未満のもの アルコール:1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む) 二石:灯油、軽油その他1気圧において引火点が21℃以上70℃未満のもの 三石:重油、軽油その他1気圧において引火点が70℃以上200℃未満のもの 四石:キヤン油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200℃以上のもの 動植物油類:動物の脂質等又は植物の種子若しくは果実から抽出したものであつて、1気圧において引火点が250℃未満のもの
	4 第二石油類												
										水溶性液体	2,000 リットル		
	5 第三石油類						非水溶性液体	2,000 リットル					
水溶性液体		4,000 リットル											
6 第四石油類		6,000 リットル											
7 動植物油類		10,000 リットル											
第5類 (自己反応性物質)	1 有機過酸化物	第1種自己反応性物質	10 kg	I	自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	・加熱、衝撃、摩擦を避ける ・可燃物から離す ・他の薬品と接触させない ・冷暗所に保存する ・容器が破損しないようにする							
	2 硝酸エステル類												
	3 ニトロ化合物												
	4 ニトロソ化合物												
	5 アゾ化合物												
	6 ジアゾ化合物												
	7 ヒドラジンの誘導体												
	8 ヒドロキシルアミン												
	9 ヒドロキシルアミン塩類												
	10 その他のもので政令で定めるもの						第2種自己反応性物質	100 kg	II				
	一 金属のアジ化物												
二 硝酸グアニジン													
三 1-アシルオキシ-2,3-エポキシプロパン													
四 4-メチリデンオキセタン-2-オン													
11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの													
第6類 (酸化性液体)	1 過塩素酸	第1種酸化性液体	300 kg	I	酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	・他の可燃物、金属から離す ・貯蔵にはガラス張りの容器等を用いる ・人体に接触させない ・水分や湿気に注意する							
	2 過酸化水素												
	3 硝酸												
	4 その他のもので政令で定めるもの												
	5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの												

- ・備考欄の危険物の試験及び性状については、危険物の規制に関する政令、第一条の三から八を参照。
- ・備考欄の危険物から除外されるものについては、省略。消防法別表第一の備考および危険物の規制に関する規則、第一条の三を参照。
- ・表中、複数の性質に該当する物品が属する品目については、危険物の規制に関する規則、第一条の四を参照。
- ・表中、性状に記載された分類は、危険物の規制に関する政令、別表第三の備考を参照。
- ・表中、危険等級による容器については、危険物の規制に関する規則、別表第三(固体系)、別表第三の2(液体用)参照。
- ・危険物と混載を禁止される物品については、危険物の規制に関する規則、別表第四(混載を禁止されている危険物)、および高压ガス保安法第二条各号に掲げる高压ガス。
- ・表中、「危険物第5類第十号の政令で定めるもの」の三号と四号については、平成22年9月1日より施行。(政令第十六号、官報5261号H22.2.26)
- ・表中、「危険物第1類第十号の政令で定めるもの」の九号については、平成24年7月1日より施行。(政令第405号、官報外276号H23.12.21)